

平成29年第1回八千代町議会定例会会議録（第4号）

平成29年3月16日（木曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	赤松 治君
会 計 管 理 者	秋葉三佐男君	秘 書 課 長	谷中 聰君
総 務 課 長	鈴木 一男君	企画財政課長	野村 勇君
税 務 課 長	相田 敏美君	町 民 課 長	塚原 勝美君
福祉保健課長	青木 喜栄君	生活環境課長	内山 博君
産業振興課長	渡辺 孝志君	都市建設課長	生井 俊一君
上下水道課長	柴森 米光君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君
教育次長兼 学校教育課長	鈴木 忠君	公 民 館 長 兼 生涯学習課長	青木 和男君
給食センター 所 長	青木 一樹君	総 務 課 参 事	生井 好雄君
企画財政課 参 事	中村 弘君		

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実
主 幹 田神 宏道

議長（大久保 武君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

平成29年3月16日（木）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画などの撮影及び録音につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（大久保 武君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

きのうの会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、2番、国府田利明議員の質問を許します。

2番、国府田利明議員。

(2番 国府田利明君登壇)

2番(国府田利明君) ただいま議長の許可を得ましたので、通告してある一般質問に入らせていただきたいと思います。

なお、通告書どおり、質問事項は大きく分けて4項目となっております。一般質問は、当町では60分というふうに時間が限られておりますので、概要説明を求めないことに関しましては、簡潔に答弁を下さいますようお願いを申し上げます。

以前から傍聴に来られている方々から、質問に対して答弁が非常にわかりにくい。答弁になっていない。答弁が漏れているなどとの声が多く出ておりますので、当たり前のことですが、質問内容等をよく聞いていただきまして、答弁という形で、無駄や答弁漏れがないようお願いを申し上げます。

それでは、通告順序4項目につきまして、順序に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、大項目1つ目の10億円以上の費用を要する給食センターの新設についてでございます。この給食センターの新設の件に関しましては、昨日の小島議員を初め、また給食センターという部分で湯本議員、そして今回の私も含め、検討委員会の委員長の中山議員と4人の議員が一般質問をするほどの給食センターを新設をするということは、かなり重要な事案であり、なおかつ各団体や多くの町民から反対のさまざまな意見が挙がっているのが現状であります。

当町の給食センターは、町のセンターでつくり、各学校へと配送するといういわゆるセンター式をとっているわけです。今回の新設に関しまして、給食センター長の説明では、40年以上が過ぎ、老朽化が進んで、衛生面でも問題が出てきており、去年の7月4日に新設をするという案を町長に立案また提案をし、町長が早急につくったほうがよいとのことで検討委員会を設置し、新設に向け進行をしております。現段階で約11億円。内訳は、国の補助金が8,400万円。町の貯蓄、いわゆる預金からの持ち出しが、今多分3億1,000万円から2,000万円ぐらいだと思います。起債、いわゆる借金、借り入れになると思うのですが、ということですが、7億円ということが見込まれております。また、現在建設地すら決まっていない状況で予算をつけているということが私には理解ができません。検討委員会の答申書によりますと、候補地は八千代一中、図書館と中結城小学校近くの場合3カ所となっておりますが、町長は今定例会で図書館は起債が残っているから無理だとの発言がありました。検討委員会は、図書館の起債の事情について聞いていないというふうに伺っております。となりますと、初めから中結城小学校近くの場

所というふうに決まっていたのかというふうな疑問も湧いてくるわけであります。私は、給食センター新設に対しまして、建設地も決まっていない。補助金も10分の1以下。町民の財産を計画性なくしてつくるという傲慢な町政はいかがなものかと思い、新設に関しまして現段階では反対であります。町のお金は町民の財産なわけです。町民のお金を合理的に使う。それは当然のことであり、そうあるべきと考えております。ましてや少子化が進み、学生や子どもが少ない。給食をとる人はどんどん減っているわけです。町長は、人口増加をするための具体的な策が見えない中で、本当に今すぐにつくる必要性があるかということ踏まえまして、質問に入らせていただきたいというふうに思います。

まず、給食センター所長に伺います。1点目として、概要説明は昨日の答弁でわかりましたので、この新設に関しまして町長にいつ提案をしたのか。その際、町長は何とお答えになったのか。

2点目といたしまして、図書館の起債が残っていたことをセンター長はご存じであったのかどうかを答弁願います。

次に、教育長に伺います。長年にわたりまして、学校での経験等も豊富の中で、今すぐに給食センターをつくるべきか。

また、教育長の方針を簡潔にわかりやすくご答弁をいただきたいというふうに思います。

最後に、町長にお伺いいたします。1点目といたしまして、さまざまな議員や町民等、団体等の中での反対やいろんな意見がある中で、今すぐ新設をする考えにお変わりはいいのか、伺います。

2点目として、なぜ図書館の候補地に起債が残っていることを検討委員会に説明をしなかったのか、伺います。

3点目といたしまして、単独調理場、いわゆる自校式をご存じでしょうか。どのようにご認識をされておりますか。その3点を伺います。

次に、大項目2項目めの公務体制についてお伺いいたします。町長の公用車の使い方、使い道につきまして、区長さんを初めといたしまして、町民から疑問の声に基づいて質問をいたします。

先月の下旬、区長会の旅行がありました。その際、町長は、来賓の公務として参加をされました。私は、区長という立場で参加をし、楽しい時間を過ごしたわけであります。

区長会の旅行から帰ってきてから、ほかの行政区長さんたちから、町長は来賓公務で来ているのに、運転手までアルコールを飲んでいるが、万が一町に災害や緊急を要する際、どういうふうに対応されるのかと尋ねられました。宴会の席でアルコールを飲まれていたことは確かにありました。

そこで、町長に伺います。1点目として、飲酒をした際、万が一災害時や緊急を要する際、町長はどのように帰られるのでしょうか。また、どのように対応されるのでしょうか。

2点目といたしまして、どのように町長は職員を指導する立場として指導されているのか、伺います。

続きまして、大項目3項目めの役場の個人情報漏えいについて伺います。このことにつきましては、もう2年以上にわたりまして再三にわたり質問してまいりました。私が町長から平成26年12月3日町長室にて大久保敏夫議員の個人情報を知り得てしまったことに対し、町長は漏えいは絶対ないとの答弁を続けております。なおかつ前定例会では大久保議員に対しまして、訴えるなら勝手に訴えろというような発言もされ、私は公人として、またそれ以前に一人の大人として、町長の暴言とも言えるような発言に驚きました。私の聞いた事実と町長の認識をする事実、それが異なっているわけです。ということは、簡単な話、どちらかがうそをついているということになるわけです。

税務課長にお伺いいたします。再三何度も伺っておりますが、町長を含め役場職員等税務情報の漏えいはないのか。絶対がないというのであればきちんとないというような形で答弁願えればというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

町長に伺います。1点目といたしまして、この漏えいについて、どうして虚偽の答弁をされるのか。私と話したことに対して、記憶をもう一度たどっていただきまして、平成26年12月3日、町長室にて私と話したことに対し、言ったのか言っていないのか、はっきりと答弁を願います。

それと、2点目といたしまして、前定例会で人を侮辱するとも思える訴えるなら訴えろという発言がありましたが、もし本当に告訴をされた場合、町長はどのように対応されるのでしょうか。この2点をお伺いをいたします。

最後となる大項目4つ目の強制わいせつ、県迷惑防止条例関係等についてお伺いをいたします。この事件は、町長による個人的な事件で大々的にテレビや新聞等で報道され、町として大きなイメージダウンをさせました。この事件で町長はすぐく有名になりました

た。一般女性や演歌歌手、さらにはもう一人の歌手と、次々と町長が告訴、告発をされ、容疑をかけられ、大騒動になりました。現在もなっております。町長は、議会にも説明がなく、記者会見を行い、事実無根、名誉毀損で訴えるというふうな事件発覚当初はおっしゃってございました。その後、1度不起訴の判決が出ましたが、その際の内容は証拠不十分とのことであります。もう一人の被害者である演歌歌手の映像がテレビで報道された件に関しましては、水戸地検審査会では不起訴不当となっております。県迷惑防止条例違反について、町長の警察官に対する供述調書はないと。存在しないとなっております、新聞にも大々的に不起訴不当と報道され、町民からはやはり起訴ではないかというふうな声が聞かれます。不起訴不当となったということは、不起訴については間違いであり、起訴される可能性は大きいのではないかという人が当然多いわけです。

ここから質問に入らせていただきます。まず、教育長にお伺いいたします。この町長の件に関しまして、学生等を含めた教育上の影響についてどのようにお考えか、答弁願います。

そして、町長にお伺いいたします。不起訴不当の結果について、議会に説明がありませんので、説明をお願いします。

そして、2点目として、町にイメージダウンをさせたことに対して、責任をどう感じて、どうとるのか、お伺いをいたします。

以上、質問に関しまして明確でない点や必要性のあることに関しましては再質問する予定でございますので、時間に配慮していただきまして、簡潔な答弁を、答弁漏れないようお願いを申し上げます。

議長（大久保 武君） 給食センター所長。

（給食センター所長 青木一樹君登壇）

給食センター所長（青木一樹君） 議席2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食法第2条で目標、必要性について定義されており、学校給食センターはこの目標を達成するとともに、安心、安全な給食を安定的に提供し、児童生徒の健康増進、身体の健全な成長及び体力の向上を図り、さらには食に関する正しい知識と望ましい食習慣を養う食育についても重要な役割を果たしております。しかし、現在の給食センターでは……

（「議長、概要説明要らない。答弁だけと言っているんで、答弁だけ

お願いします」と呼ぶ者あり)

給食センター所長(青木一樹君) 最初、こちらを説明しないと……

(「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり)

給食センター所長(青木一樹君) わかりました。

給食センターでは、これから先も安全に、しかも安定的に給食を提供し続けるには限界を迎えているのだということで考えております。

現在給食センターでは、管理衛生基準に厳しく、アレルギー対応食の提供や食育の観点から、調理場の見学通路の設置を求めるなど、給食の提供だけではなくて、さまざまな価値観が求められておりまして、昭和46年に開設された今の給食センターでは、その求めに応じることはできません。これまでは設備の更新や施設の改修などによって維持してまいりましたが、給食センターへの要求も多様化しておりまして、現在の施設では対応は困難であります。総合計画におきまして、今のような必要性から、事業実施に向けて進めてまいりました。

そこで、給食センターの建てかえにつきましては、平成25年度から基金の積み立てを始めました。総合計画では29年度から31年度ということで設定しておりましたが、先ほど議員さんがおっしゃったように、7月4日の給食センター運営協議会におきまして、町長から今の施設ではもうもたない可能性があるということで、一日も早く進めるようにという指示をいただきました。そこで、平成28年度当初で建設検討委員会交付金として10万円が予算化されておりました。そこで、28年度中にその建設についての検討を開始するというので進めておりましたので、平成28年8月26日に検討委員会に町長から諮問をされ、3月2日に答申がなされたことは皆様ご存じのことと思います。また、実施計画上、先ほど言いました3カ年間で事業を実施する計画となっており、総事業費といたしましては、先ほど言いましたとおりであります。ただ、11億円を見込んでおりますが、あくまで概算ということで、これから事業実施に際しましては余り過大とならないように十分精査してまいりたいと思います。

起債について知っていたのかというご質問でございますが、事務局といたしましては、答申がなされ、候補地に挙がるまで、申しわけありません、知りませんでした。その辺につきましては、事務局としまして調査不足だったということで、まことに申しわけなかったと思っております。そのことにつきまして早速調査しましたところ、図書館北側公園につきましては、土地代と造成費、こちらに係る起債が充当されていることがわか

りました。しかし、この起債につきましては民間からの借入れということであり、地方公共団体が他の公共施設に転用、目的を変えて使うということに対しては法令上禁止していないということも判明いたしましたので、今回の答申内容には全く影響しないということではないかと考えております。

給食センターにつきましては、県内で唯一五霞町が民間業者へ委託しておりますが、本町におきましては地元野菜をたくさん使った給食……

（「議長、もう答弁されているんで、結構です」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 国府田君、答弁をしているんだから待って。

（「聞いたことは答弁したんで、結構です」と呼ぶ者あり）

給食センター所長（青木一樹君） いわゆる地産地消にも力を入れていますので……

（「時間の無駄だよ」「結構です」「時間の無駄って言っても、私
のかわりに答弁しているんだから。何で無駄なんだ」「もう聞
きました。大丈夫です」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 答弁しているのだから静かにしてください。

給食センター所長（青木一樹君） 八千代町としましては、地産地消に力を入れていますので、給食センターはぜひ必要であると考えております。

いずれにしましても、計画どおりに事業が実施されても完成までに3年を要しますので、その辺につきましては議員の皆様も早急に建設をしなければならないということにつきまして、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 相田敏美君登壇）

税務課長（相田敏美君） 議席2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

役場の個人情報漏えいについてでございますが、八千代町の所有する個人情報につきましては、個人情報保護条例の定めのとおり、町民のプライバシーの保護や安全かつ継続的な行政サービスを提供する場合に限り使用し、故意や過失による情報漏えいや改ざん、システムの故障、停止、自然災害等のさまざまな脅威から守らなくてはならないと考えております。そして、常に重要な個人情報が漏えいしないよう、所属職員とともに細心の注意を払っているところでございます。したがって、個人情報の漏えいはな

いものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席 2 番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

10億円以上の費用を要する給食センターの建設ということにつきましては、先ほど給食センター所長が答弁したとおりです。

学校給食は、健康の保持増進、それから学校生活を豊かにし、協同の精神を養うというような教育的な目的を持っております。児童生徒にとっては、単に 1 回の食事ということにとどまらず、大きな意味を持っていると考えております。また、アレルギー、食育、こういった観点からも、給食センターの持っている役割は非常に教育上大きいというふうに思っております。

こういった意味で、給食センターの建設につきましては、議員さん各位のご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2 つ目の児童生徒への影響ということにつきましては、私も昨年 9 月まで八千代一中の校長をやらせていただきました。また、先週はそれぞれの 2 つの中学校卒業式もありました。議員さんも参加していただいたことだと思います。子どもたちの様子を見ていただいてもわかるとおり、非常に落ちついて学習や学校生活に励んでおります。こういった意味からも、子どもたちへの事件による影響はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席 2 番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

まず、給食センターの建設につきましては、ただいま教育長及び給食センター所長が答弁したとおりであります。

現在の学校給食センターは、開設後 45 年以上経過し、建てかえが急務であると判断したため、今回検討委員会に諮問し、意見を求めたわけであります。そして、3 月 2 日に答申をいただきまして、答申内容を十分精査し、最大限尊重しながら、速やかに進めて

まいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、図書館北側公園敷地に起債が残っている問題でございますが、3月2日に答申書をいただき、当該地が候補地となっていることを確認したところ、平成29年度に返済が終了することを確認したので、先日の答弁となったわけでございます。しかし、起債が残っているのは事実だが、そのことで図書館北側公園敷地に建設できないということではありません。最初から建設が無理な場所を検討していたわけではありません。

また、答申等の影響等につきましても、調査の結果、土地の購入及び造成費に起債が充当されていた。起債は、平成29年度で返済は完了するので、答申書自体には影響することはないということであります。検討委員会で検討いただいた内容については、検討は無駄になったということではありませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

当時、高橋教育長のころ、あそこを借りても適地ということで教育長のほうからも言われた経過もございますので、報告申し上げます。

続きまして、公務体制についての質問ですが、私はこれまで町民の皆様とのパートナーシップを第一に公務に当たっております。執務に対しても、全庁一丸となり、万全の体制で町政をとり行っております。

また、職員に対しても、各課長を通じ、滞りなく職務を遂行できるよう指導しておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、役場の個人情報の漏えいについてでございますが、個人情報につきましては、個人情報保護条例の規定に従い、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳の確保と町民の基本的人権の擁護に資するよう努めております。

また、職員にも職務上知り得た情報を不当な目的に使用することのないよう周知し、個人情報の保護に努めております。個人情報の漏えいはないものと認識しております。

告訴された場合につきましても、個人情報漏えいはないと認識しておりますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思ひます。

検察審査会の審査につきましては、現在のところ、状況を見守っているところであります。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

(2番 国府田利明君登壇)

2番(国府田利明君) 議長に再質問の許可をいただきましたので、再質問させていただきます。

まず、給食センターのことにつきまして、センター長のほうからは、7月4日の会議において町長から一刻も早くつくったほうがよいというふうな形で言われ、その検討委員会が設置をされて進んできたというふうなことであります。そして、センター長のほうは、その図書館の起債についても知らなかったというふうな答弁でございました。

この給食センターの件につきましては、町長に私は単独調理場、自校式を知っているのですかというふうな質問をしたのですけれども、ご存じなのでしょうか。漏れているので、もしかしたら知らないのかなと私は思いまして、ではここでちょっと説明させていただきますけれども、単独調理場と給食センター、共同調理場。要は単独自校式。自校式の場合は、そのまま学校でつくって、人を雇って、食材を持ってきてその場でつくる。そして、温かくておいしい料理が提供できる。そういった自治体。下妻市でいうなら12校あるうち9校は自校式。そして、残りの3校は、たしか私の記憶ですと、千代川中だとか大宝小だとか、3校がそういった形の中で、自校式とセンターを両方使っている形になっているのですが、そういった自校式というものを単独調理場というふうなことがあります。そういった中で、センター式をとると大きくコスト削減ができる部分、そういったメリットは確かにあるのかなと思うのですが、自校式の案自体はまずされていないような、どう把握しているのだから、検討委員会のほうもどうなっているのかわからないのですけれども、もうはっきり言って、このご時世、どういうふうな形で進んで、古河市ではないけれども、人口増がすごく見込まれて、そういった形の中であれば、では給食センターというふうなことも検討するのは当然わかるのですけれども、八千代町、人口増を見込める具体案がない中で、どうしてこの単独調理場、自校式がまず出てこなかったのか自体私からすれば、教育長はご存じだと思うのですけれども、知らないということはないと思うのですが、何で自校式自体がそもそも出てこないのですか、案の中で。あとは改築だとか、改築してこうしましょうとか。7億円の借金して、3億2,000万円町の金持ち出して、それで8,000万円の国の補助金。今日先のことではなくて、10年後とか20年後、建てれば壊すのだからお金はかかるし、簡単な軽はずみな軽率な発言で検討委員会に任せたとか、事務局は知らなかったとかという話ではないと思うのです。何でそんな計画性のないことするのですか。何でそんなに急ぐのですか。こういうことは

じっくりと時間をかけて、いろんなことをきちんと検討して、そしてやるべきことなのです。町民のお金ですよ。冗談ではないです、答弁にもなっていない答弁で。単独調理場が提案されているのかどうかも含めて、まず町長に単独調理場を視野に入れているのかどうか、お伺いをいたします。

子どもの言った言わない話ではないので、その自校式の案がされていない理由。また、町長はそれを把握していたのかどうかということをも1点まず答弁を求めます。

そして、公務体制なのですが、私は公務体制に、町長の答弁では適正な指導をしているとのことでしたけれども、町長、私のところにこうやって写真まで来ているのです。区長さんが持ってこられたのです、国府田議員で。どうなっているのですか。聞くのが議員だろう。万が一何かあったらどうするのだ。それをどうするのですか。静岡県まで行って、町長、運転手さんもアルコール飲まれていて、万が一何かあったらどう対応されるのですか。ちゃんと答弁願います。

個人情報保護条例についても、全然答弁になっていませんが、個人情報の漏えいはないと。私が言っているのは、私とあなたが話したことについて、それを言ったのか言っていないのか。言っていなければ言っていないで結構です。白黒つけましょう。訴えられた場合というふうにおっしゃいますけれども、訴えられたら本当にどうするのですか。町長、今の段階で容疑かけられていて、告訴事件とか2つ抱えることになるのですよ。町にさらに大きなイメージダウンもたらすわけです。どう認識しているのですか。これだけ話しているわけですから言った言わないで、もし告訴されて、実際町長は個人情報を漏えいされていることがもしあり得た場合、町長を辞職するぐらいの覚悟はあって答弁をされているのでしょうか。きちんと言った言わない話ちゃんと言ってください。答弁願います。

そして、強制わいせつということなのですけれども、見守っているというふうにおっしゃいましたけれども、1度はいろんなことがあった中で、警察の方に、こういうふうにおっしゃいました。警察の方々にいろいろな自分の情報を提供して、提出して、そしてその結果が不起訴という結果が出たのだと町長はおっしゃいました。それが唯一の議会への不起訴となったときの説明でした。町長、これ審査事案、読むわけにいかないのです、不起訴不当である。これちょっとあれなのですけれども。この中に、町長、町長の警察官に対する供述調書が存在せずという部分があります。供述調書が存在しない。おかしいですよ。供述調書が存在しなくて町長の信憑性は薄い。だから不

起訴不当。議決の趣旨、本件不起訴処分は不当である。不起訴不当。どうして供述調書はないのですか。供述調書がない理由を答弁願います。おかしいです。きちんと説明してください。

以上、再質問させていただきます。

議長（大久保 武君） 給食センター所長。

（給食センター所長 青木一樹君登壇）

給食センター所長（青木一樹君） 議席2番、国府田利明議員の再質問にお答えさせていただきます。

自校式に関する内容でしたので、事務局のほうからご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。検討の段階で自校式について検討しなかったのかというご質問でございます。確かに給食の配食方法には、センター方式と自校式がございます。先ほど議員さんがおっしゃったように、センター方式のほうがメリットが多い。逆に言いますと、自校式にはデメリットがあるということでございます。人的にも八千代町の場合には、小学校5校、中学校2校でございます。7校全てに調理員と栄養士を配置し、運営することは現実的ではないのかなと、まず1つ思います。それと、7校全てに給食室、調理場を建設するということは、物理的に言いましても不可能であるというふうに考えておまして、当初から八千代町ではセンター方式、現在行っておりますセンター方式を採用するというところで建てかえについて検討を始めたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員の質問にお答えしたいと思います。

何でセンター方式と自校式両方諮問しなかった。八千代の場合は経費の節減ということで、初めからセンター方式をとっておりますので、センター方式で検討委員会の検討がされたと思います。

そのほか公務体制であります。災害等の緊急事態が発生した場合には、初期の段階での対応が重要であると考えております。私が出張等で不在の場合でも、携帯電話で常に連絡をとっております。また、災害時職員行動マニュアルによりまして、災害等非常時の対応につきましても、職員に対して周知徹底をしております。

国府田議員さんのご意見につきまして真摯に受けとめ、今後につきましても万全の体制で対応する所存でございます。

そのほか個人情報の漏えい、告訴をされた場合とありますが、仮定の話で申し上げることはできません。

そのほか町長の強制わいせつの供述調書がないと言われても、それは警察で聞いていただきたい。私も4日間調べられましたので、指紋もとられました。警察に行って、国府田議員が直接聞いていただきたいと思います。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再々質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） 議長に許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、センターのことに关しまして、25年度から積み立てをして、私が聞いているのはもっと前から実はそういう計画があったのではないのかというふうなことで、役場内からそういったお話を伺っている部分があるのですが、物理的には25年から積み立てをしてきたというふうな話ですが、そして自校式、単独調理場に関しては合理的でないようだという答弁がございましたが、八千代町の場合は7校と。中学校が2つ、小学校が5つというふうに、そこに全部調理場を設けますとというふうなことをおっしゃっていますけれども、私も一般質問しているわけですから、県で聞いて、いろいろ調べて、きちんと古河市はどうなっていますか、下妻市はどうなっていますかと。給食センターのメリット、自校式のメリット、デメリット、それを把握した中で質問しているわけです。下妻市では、先ほど言ったとおり、9校が、9校といっても、下妻市の中のほぼほぼ旧下妻市。千代川にかかるところはたしか、そこはちょっと定かではないのですけれども、石下と共同で多分センターを使われているので、そういった形になっているかと思いません、私の認識では。逆に言うと、下妻市では全部9校が単独調理場にしているわけです。そして、さかのぼって、先ほど話しておりますけれども、25年から積み立てしていたということ。町長、八千代一中できたのはいつでしたっけ。東中建てるのですよね。その段階でどうしてそういったことを計画をしないのか、私は疑問なのです。これからの時代だから、先のことを考えているのかな。先のことを考えれば当然のことでしょう。単

独調理場は、その場に食材を持ってきて、おいしくて、先ほど教育長も述べられましたけれども、他の市町村だとか全国的に単独調理場のメリットというのはかなりあります。その場でおいしい料理が、それは民間委託するところもあれば、人を市で雇ってやる場所もあるみたいです。それはさまざまみたいです。ですが、さまざまそういったメリットがある中で、それ自体が、計画性として入っていないこと自体がもう一度見直すべきだというふうに思います。これから東中もできるわけですから。それに単独調理場については、川西小学校は大分少ないとかという話出ていますけれども、人数と規模に応じて、これが例えば敷地面積だったりとか、その規模がきちんと決まっていなくて、ではコンロの数、お釜の数、いろいろあります。だけれども、それはまちまちらしいです。少なれば人数も少ないだろうし、そういったこともきちんと、センター長、教育長、どこまで把握されているかわからないのですけれども、そういうことをきちんと踏まえていただいて、そしてぜひとも、この後また検討委員長言われますので、これ以上のことを、私からは1つの提案と、いかにして合理的でない不合理な給食センターを早急につくろうとしているのかわかりませんが。

最後に1点、ではこれだけ町長にお伺いをいたします。検討委員会に言った言わない。預けたから。7月4日に自分はこう建てたほうがいいよと言って、事務局に任せて、そこから検討委員会ができて、3月2日に答申書が戻ってきた。そして、八千代一中は敷地面積の問題があつてだめだと。図書館の起債については、言った言わないがありましたけれども、町長、この議会であそこは起債が残っているというふうに町長の口から言った中で、議員の大多数が、あ、だからだめだったのだ、そう認識していると私は思います。私はそう認識しました。先ほどの答弁だと、図書館の可能性は来年まで残っているけれども、候補地としてはありますよというふうな形であるのに、きのうも一般質問そういうこと出ましたけれども、そういうことをもっと真摯にわかりやすく説明すればいいではないですか。言った言わない話になれば、それに対して図書館だと。きちんともうちょっと真摯にそれこそわかりやすく説明すればみんな納得もするし、ではこうしよう、ああしようということをもっとできるわけです。町長にこれだけいろんな各団体だとかPTAだとかいろんなところから、私のところにも来ました。いろんな書類だとかお手紙とか。きのうのお話ですと、中結城小学校にはタイムカプセルが何百、何千というものが埋まっているのではないかと。掘り起こすことも含めてその人たちの許可を得ないといけないのではないかと、そういった声なんかも聞かれているというふうな話も

あるわけです。町長、この件についてこれだけ話ししているわけですがけれども、町民に検討委員会のメンバー等もいましたけれども、教育長も入られ、教育委員会の人たちも入られ、いろんな各メンバーが入られているわけですがけれども、皆さんどこまでどういうふうな形で把握されて、それを検討したのか、私は検討委員ではないからわかりません。ですが、ここまでいろんな形で町民からいろんな声があるのであれば、町長、アンケートをとること、それをどうお考えか。給食センターについては、アンケート実施についてすべきだというふうに私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

そして、公務体制なのですけれども、先ほど答弁をいただきましたけれども、私が聞いているのは、万全を期してというふうに言っていますが、災害があったらどうするのですか。楽観的な考え方というのは非常によくはないと思うのです。最悪ベースで考える。もし最悪何かが起きたら、そうやって物事を組み立てていけば、いろんなことは回避できるのです。町長と話ししていて、ここにみんないる人たちは、八千代町をよくしていこうという意識は変わらない。それは、私も町長も同じだと思います。だけれども、食い違いがすごくある。それは何ででしょう。おかしいと思います、私は。アルコールを飲まれていた。そういったことに対して町長は、私はタクシーで帰るならタクシーで帰ります。自腹で帰るなら自腹で帰るとか、そういうところをきちんと真摯に言わないと、私のところに来ている人たちは、これは納得いかないですよ、町長。災害が起きたらどうするのですか。今すぐ帰らなければいけなかったらどうするのですか。きちんと答弁してください。

個人情報のことにつきましては、そういったことは想定の話だというふうな形です。私もそれは実際されているかどうかはわかりませんので、告訴をされた場合ということですが、私に対して言った言わないことに対しては、そこだけ明確に1点だけ。告訴に関しては、それは仮定ですので、されているのかされていないのか私わかりませんので、町長、その1点だけきちんと、私とあなたの話ですので、きちんと答弁願います。

強制わいせつのことにつきましては、町長は4日間にわたり説明をしたということで、警察のほうで聞いてくれというふうなご答弁がありました。ここまで町長、八千代町騒がせて、個人的なことで。

教育長は、学校上も、この間は落ちついていて、何の影響もなかった。落ちついていたかもしれないです。でも、教育長、これだけは頭に入れておいてください。私のとこ

ろに入ってくる保護者、PTA関係の人たち、また当時の学生だとかから聞こえてくる声は全く違います。町長、この間の区長会の旅行先で向こうに当時いらっしゃった人、こうおっしゃっていました。あ、あのセクハラの町長さんですよ。初めて見ました。有名なですよ、それだけ。ですので、町長、きちんとこのことに関しまして、都合の不起訴が出たときにだけ議会に説明する。町長が言っていることに非常に矛盾が多過ぎて、ここにいる私的な、今回区長の件で行きましたけれども、私は区長として今月で終わって、また次の人に渡すわけですが、町長がいろんな形で私たち行政区に対しまして、総会を開いてみんなの意見を聞け、みんなの意見を聞けとさんざん言ったという話を私は聞いておりますけれども、町長、みんなの意見を聞いたほうがいいのではないですか。給食センターのことしかり。そして、自分の都合で、こういった強制わいせつのことに対しましてきちんと説明義務というものはあるわけですよ、公人なのですから。八千代町のトップなわけですから。迷惑かけたと思っているのですか、思っていないのですか。迷惑かけられたと思っている人は多いと思います、町民で。私も議員になる前、この事件のある前まで、八千代町を説明するとき、八千代町ってどこですか。下妻市の隣です。下妻物語の隣ですって説明していましたが、八千代町ですと言ったらわかります。町長、きちんとその点に関して、議会や町民に対して真摯に受けとめているのであればきちんと、そんな投げやりな言葉ではなくて、きちんとご答弁をされるようお願いを申し上げまして、私の再々質問とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員の再々質問に答弁します。

町には総合計画がありますので、議長が総合計画審議会長ということでございまして、給食センター等におかれましても総合計画の中で、29年度、30年度、31年度建設と書いてあるわけでございます。いろいろローリング等もありますが。自校式等におかれましても、合併前、各小学校でやったようございまして、合併して八千代町が誕生してからセンター方式に切りかえたわけございまして、国府田議員は自校方式とおっしゃいますが、センター方式はセンター方式として、八千代のコシヒカリ、いろいろ野菜等も取り入れる中でやってるわけございまして、そういうことで、検討委員会、自校方式と言いますが、中山委員長さんもセンター方式ということで検討したわけで、答申をいただいたわけでございます。

また、私は場所は指定しません。場所も何カ所かありますので、私も知っておりまして、中学校一、図書館、あるいはハウチキの前の少年野球のグラウンドも3反ぶりぐらいあいている。そのほか125号にもあります。また、佐々食品の跡地もある。何カ所かありますが、私は場所は指定しません。場所等におかれましては、きのう申したとおり、検討委員会で町有地はどこがあるかと質問の中で出てきたわけでございます。中結城小学校あるいは図書館が有力候補ということで、答申の内容直接は書いてありませんが、そういうことを尊重してくださいということであったわけでございまして、急に給食センターの必要性、町民に聞いてください、アンケート調査、そんなばかなことを、私は一昨年町長選で八千代町の4年間の負託を受けた町長でありますので、またアンケート調査、総合計画にちゃんと書いてあるのを、これも議員も知っておりまして、また総合計画の審議員も知っておりまして、八千代の総合計画にのっているやつは町長執行しておりますので、よく総合計画を見ていただきたいと思います。

そのほか区長会におかれましては、先ほど申したとおり、非常時の場合はタクシーでも何でも帰ってくるし、いろいろ議長さんも一緒に行きましたので、当事者も費用弁償ということで宴会費は出しておりますので、やっていたわけでございます。

そのほか個人情報につきましては、先ほど申したとおりでございます。

また、強制わいせつ等におかれましては、先ほど言ったとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（大久保 武君） 以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。

次に、7番、中山勝三議員の質問を許します。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

私は、給食センターの建設についてお尋ねをいたします。初めに、昨年の8月より約半年間にわたりまして給食センター建設検討委員会として調査検討をしてくださいました全委員さんに、この場をおかりいたしまして心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げたいと思います。

そして、去る3月2日に町長に答申をいたしました。先進的な2カ所の給食センター施設の視察をいたしまして、そして町内の候補地の視察、それから3回の検討会とい

うことで、何とか新年度の予算に間に合わせてあげたいという、そういう思いで集中的に協議をいたしまして練り上がったものでありまして、まさに委員さんの努力の結晶であると、このように申し上げたいと思います。

皆さんからもお話がありましたように、現在稼働している給食センターは昭和46年4月から稼働しているということで、満45年が経過をしている。その間の厨房の設備の更新を続けながら、そして施設においても改修をしながら対応してきたということであり、この厨房設備におきましては、所管の指導に示されているように、現在はドライ方式ということが指導されておりますが、設置当時の設備というのはウエット方式ということで、全然逆な設備となっております。そういうことでもありますので、この厨房の使いようによっても限度もあります。食中毒や異物の混入、また病害虫への対応など衛生管理が非常に困難な状況であるということを知っておりますし、そしてまた作業に従事をする職員の方におかれましても、この旧式な設備、それからまた空調等においても、物すごくこれ熱を使いますので、過酷な作業環境となっていると、そのように伺っているわけでありまして、その中で安全、かつおいしい、そして安価な給食を提供して下さっているということをございまして、そこの部分に関しては本当に感謝を申し上げます。できるならば一日も早く施設を更新して快適な中で、清潔で安全なおいしい給食をつくれるようにしてあげたいということで真剣に検討を重ねてきたわけでありまして、そして各議員さんのお手元にもいかれていると思いますが、答申書となりました。この後ちょっと議論をしますのに、この答申書の骨格になるかなという部分をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

答申。八千代町立学校給食センター建設検討委員会は、新たな給食センターの建設について検討の結果、次のことを答申する。

1、敷地の選定については、建物の配置等に考慮した形状、周辺の環境及びインフラの状況に注意するとともに、過大な面積とならないよう心がけること。2、施設の規模及び構造等については、学校衛生管理基準等に適合した施設であることはもちろん、アレルギー対策等の個別対応及び食育対応等にもすぐれた施設であること。3、給食センターは、給食を提供するだけでなく、災害時の防災拠点としても対応できる機能を併せ持った施設であることが望ましい。

そして、1、敷地の選定について。給食は1日たりとも提供を中止することはできず、現在の施設を稼働しながら新たな施設を建設、整備しなければならない。町の財政規模

等を考慮した場合、町有地からの選定を前提とするが、法的な制限や周辺環境を考慮するとともに、将来にわたっての給食センター運営を総合的に検討した場合、町の中央域で、しかも学校に近接した場所が理想的であると考えられる。また、給食センターは、食材の搬入、給食の配送及び回収等による貨物自動車の往来が頻繁であるため複数の道路に面していることや、食材、食器の洗浄等による大量の水を消費することから、排水対策、放流先の確保等も敷地を選定する上で考慮しなければならない。さらに、災害時の防災拠点としての位置づけから、八千代町ハザードマップ等における危険地域も避けなければならないと考える。

以上のことから、町有地の活用を前提とし、必要面積を有する町有地や学校敷地内の有効な土地について視察を含めて検討を重ねた結果、候補地として中結城小学校のわんぱく広場及び町立図書館北側の公園敷地いずれかに設置すべきとの結論に達した。候補地の中結城小学校わんぱく広場は児童の遊び場として活用されているが、新たな給食センター建設に必要な面積が確保できるとともに、現在の給食センターに近い位置にあり、各校への配送時間及び運営方法等、将来にわたって問題なく操業できるものと考えられる。新たな給食センター完成後は、現在の給食センター敷地を中結城小学校用の駐車場や広場として活用することも可能であり、小学校用地全体として、駐車場及び広場等は確保できるものと考えられる。

また、もう一つの候補地である町立図書館北側公園については、敷地の形状がやや不定形で地盤も軟弱であるが、必要面積は十分確保できる。当該地に建設する場合は、地盤改良及び建物の形状、配置に問題はあるが、検討の余地はある。

なお、今回の選定に当たっては、町有地をさまざまな視点から検証したが、どの土地も給食センター建設のために取得したのではなく、センター敷地としての条件に全て合致するものではない。候補地に挙げた2カ所とも地元住民、関係者等の意見も聞きながら総合的に判断し、最終的な結論を見出していきたい。

そうしましてその後に、施設の規模及び構造等について。そのほかまた、検討会議の会議録というふうになっております。

今申し上げたところが答申の基本になるところかなと思います。町長におかれましては、これを尊重していただきたいということで申し上げたわけですが、そこで町長の給食センター建設することへの見解、そして建設する用地についてのまず認識をお伺いいたしまして、次に進めさせていただきたいと思います。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席 7 番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えします。

中山議員には、学校給食センター建設検討委員会委員長として、委員会への諮問に対しましての答申をまとめていただき、感謝申し上げます。

給食センターは、昭和46年の開設以来45年以上が経過し、老朽化が激しく、学校衛生管理基準に基づく衛生管理も厳しくなっております。しかも、安心、安全な給食を安定的に提供するためには、新たな給食センターの建設が急務であると考え、八千代町立学校給食センター建設検討委員会を立ち上げ、敷地の選定、施設の規模及び構造等について諮問いたしました。検討委員会では、半年以上にわたって視察等も行いながら検討していただき、去る3月2日に答申をまとめていただいたところであります。敷地の選定では、答申書の中では中結城小学校のわんぱく広場、町立図書館北側公園等の意見をいただき、地元の住民や関係者の意見を聞きながら総合的に判断し、最終的な結論を見出していきたいとの意見をいただいております。私としては、新たな給食センターが数十年先まで稼働することを考え、できるだけ早い時期に総合的に判断したいと考えております。

いずれにしても、敷地の選定や給食センターの建設につきましては、今回の答申された内容を最大限尊重し、しかるべきときにきちんと決断し、議会にも報告させていただきますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力いただくようお願いいたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

7 番、中山勝三議員。

（7 番 中山勝三君登壇）

7 番（中山勝三君） ただいまは町長から答弁をいただきましたが、もう少し今回答申に至るまでの経過等も含めながらちょっと進めさせていただきたいと思っております。この答申では、基本的にはまず町有地の有効活用ということをやっているわけですが、検討委員会では先進地の施設を2カ所視察をしまして答申に反映をさせております。1つは、つくば市の旧豊里町にありますつくばすこやか給食センター豊里でございます。こちらは、給食センターと敷地続きで庁舎と、そして保健センターがありまして、その真ん中につくられております。そこで設備や運営状況、詳細な説明をいただきまして、

大変充実した施設ということで、検討委員会としても大変参考になったわけであります。場所の問題、苦情等も来ていないということでありました。もう一カ所は、桜川市の学校給食センターでございます。岩瀬地区にありまして、岩瀬中学校が新しく新築いたしました。そして、そのすぐ北側の旧校舎の解体をした跡地、こちらに建ててありまして、また校舎とそれから給食センターを挟んだ北側に中学校のグラウンドもあるという、そういう真ん中に建てられておりました。また、桜川市役所の敷地とも隣接しているというところで、やはり何の問題とか苦情もないということでもございました。この2カ所の給食センターを見まして、行政施設あるいは教育機関の一つなのだというような、こういう感想を抱いたわけであります。多分教育長もそんなふう感じたのではないかなと思います。それだけ現在の食の安全、それから食育と言われます食の教育、食文化というものの見直しがされているというふうにも実感したわけであります。

それらを参考にして検討する中で、給食センターは、先ほど来話があったように、交付金が非常に少ないと。建設費用の1割にも満たないということでありまして、これらを踏まえて町の財政も厳しい状態であるわけだから、できるだけ町有地を活用することが一番いいのではないかと、こういう結論に至ったわけであります。

今さらながらでございますが、皆さんもご存じですけれども、八千代の私なりに今の財政状況というものを見るわけでございますが、平成29年度の当初予算、こちらは一般会計で75億2,500万円でございますが、当町の自主財源というのは44.9%、33億7,242万1,000円。依存財源、こちらは交付金とか国県支出金、町債等でございますが、こちらが55.1%ということで41億5,257万9,000円という内容なわけです。それから、財政力指数という財政力を見る見方があるわけですが、これは1に近いのがよいとされるわけですが、これが県の各市町村の平均では0.7と。そして、県内の市の平均では0.71あるのです。県内の町村の平均では0.66と下がるわけですが、当町は0.58ということで、財政力は残念ながら低いと言わざるを得ない、こういう現状です。

それから、関心のありますところの、いわゆる借金と通常言われると思いますが、起債の未償還元金、こちらが72億9,243万6,587円ということで、これが町民1人当たりすると32万320円。1戸当たりでは96万8,318円という換算になりまして、1戸当たりでは100万円近くが未償還元金となっているということでもあります。これは町債だけあります。国、県は別ということです。

また、基金につきましては、29年度予算を執行した場合の29年末でございますが、財

政調整基金で7億2,110万2,000円、それから義務教育施設整備基金でも1億8,904万5,000円の残りというふうに減少をしてみたいです。私なりにそのようなことも考えながら、八千代町の財政は決して楽観できる状態とは言えないと。確かに夕張のような財政再建団体に今のところ陥ることはないわけですけども、しかしながら財政が硬直化をしていくということでもあります。

また、今後のことを考えれば、当然人口減少、若者や働き手も減少していく。反面、社会保障である医療費、介護費、こちらも増してくるのは目に見えていると。それらも踏まえまして、できるだけ節約できるところは節約をして、給食センター建設用地も新しく買わなくても町有地を利用できるのであればというこの委員さんの真剣な意見があったわけであります。

また、給食センター建設に当たっての予算ということでございますが、先ほど国府田議員さんからもありましたけれども、今回上げられております2期工期で合計9億5,223万6,000円が計上されております。そのうちの町債が6億7,550万円起こすとしておりまして、町債ということですね。別に私が全てこの町債悪いということを行っているわけではありませんので、これは必要に応じて価値的にやっていることは大事であります。しかし、以上のような財政状況も踏まえながら、無駄な大きな買い物は節約できるものは節約しましょうということをお願いしたいわけであります。

ところが、先日町長から驚くべき発言があったわけであります。それは先ほど前議員さんも申されましたけれども、検討委員会として上申した給食センター用土地の中結城小学校わんぱく広場、これは地域の関係者が反対をしております。また、聞いたところによりますと、そのタイムカプセルも埋まっているということでもあります。そして、もう一つの候補地の図書館北隣の公園となっているところは図書館建設の際の起債対象になっているから、現時点では給食センターは建てられないと、このように突如町長のほうから話があったわけであります。きのう、きょうあたりになりまして、大分建てられないことはないのだというような、それを取り消すようなお話をされております。また、何の影響もないというようなことを言われておりますけれども、とんでもない話で、もう本当に検討委員会をばかにするのもいいかげんにしてくれと、そういうふうに言いたいぐらいの気持ちがあったわけであります。もしも町長、それが事実であるということであれば、本当に今回の予算をつけてしまって、それを既成の事実として、土地の購入ありきと、こういうふうになりますよね。そのとき本当にこの検討委員会というものを

隠れみのにしようと、こういうふうに言われても仕方なかったわけです。もうちょっと検討委員会のことを、委員さんのことをよく考えてもらわなくてはだめです、発言するのも。本当にPTA会長さんとか会社を休みながら出席をされて、一生懸命検討してくださっている。あの不用意な発言で、本当に建てられないところを私ら視察させられたのだなと、そういう思いでした。本当に。しかしながら、図書館建設における起債の返済、こちら平成29年度であるということでございます。そのほかいろいろ検討していくということも大事なことだと私も思います。

また、この給食センターの必要性、これは多くの方が認めると思います。そういうことで、今回の建設決定を1年間先送りして、予算もためて、より多くの方の協力を得られるような意見の集約をしていく、こういうことをされることは私は一番いいのかなというふうにも考えます。それにつきまして町長の答弁を伺いたいと思います。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席7番、中山勝三議員の再質問に答弁したいと思います。

長い間、学校給食センター建設委員長としてご苦労さまでございます。先ほど申したとおり、最大限答申書は尊重していきたいと考えております。私が、きのう申したとおり、こことここで検討してくださいという検討、皆さん方に審議、検討委員会志願したものではありませんので、町有地、いろいろ財政の段階から検討委員会では町有地ということで、検討して答申がされたことと思います。

また、給食センターの建設等におかれましては、長い間の八千代町の総合計画の懸案事項であったのですが、いろいろ東中も終わり、さらに総合計画でうたっておりますので、今回検討委員会へ付託したわけでございまして、図書館等におかれましても、ただ起債が残っているということではございましたが、今年返済すれば起債は全部完了する、返済する予定になっております。いろいろ中結城小学校あるいは図書館という2つの候補が答申の中に挙がっておりますが、総合的にいろいろ検討した結果、答えを出していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（大久保 武君） 再々質問ありますか。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま町長からお答えをいただきました。総合計画にしている

ことだからということで進めたいということでございます。

町長、私は本当言いたくなかったのです、ここで。答申をするときに、代表で答申すればいいでしょうという話だったので、私とそれから校長会長と、あとそこに教育長、センター所長、学校教育次長参加しておりましたが、私はそのときに答申書を尊重してくださいねって申し上げたわけです。そうしたら、町長は何の反応も示さなかった。返事をしてくれなかった。あろうことか、私言いたくないのだけれども、今は土地は250万も出せば買えるのだから、安いのだから、そういう話でしょう、あなたは最初から。余りにも検討委員会ばかりにしているのではないですか。誰も言いたくないのですよ、そんなことは。町長、こういうことを言いたくないのだけれども、最初から土地を購入する、それしか考えていなかったでしょう。検討委員会は、そういう町長の道具ではないのです。本当に申しわけない話だけれども、もうちょっと真摯に考えてくださいよ、その点は。答弁は結構です。

議長（大久保 武君） 以上で7番、中山勝三議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時42分）

議長（大久保 武君） 休憩前に戻り、会議を開きます。

（午前10時56分）

議長（大久保 武君） 次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可が出ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私における一般質問の概要につきましては、お手元に配付してありますように5項目にわたっております。随時質問させていただきます。幾つかは何回かの定例会において質問をさせていただいた部分は重なっているかと思えますけれども、しかしいろんな時の流れで現大久保司町政における中で、今回の中身は、きょうこの場で相当衝撃的な話も若干しなければならないというふうに分の気持ちは持っております。非常にこのまま大久保町政が続くことは、前にも申し上げましたように、2万2,000を超える八千代の

町民が不幸な時間を費やすと、そういう思いを含めて、また先ほど、きのう、きょうと先輩議員さんが申し上げた思いも傍らに入れながらお話しさせていただきたいと思いません。

第1点は、私における個人情報等を含めた中で、町長においては、あるいはまた役場職員においては、町が町長として、あるいはまた職員として知り得た守秘義務を、いわば部分を漏らしたことはないのか、このような私は何回か問いかけをしてきております。町長は、あるときは身に覚えのない、そんなことあるはずはないというふうな言い方をしたわけでございますけれども、今まで、順序立てていきますから、先簡単にお聞きします。町長は、今もってしても、あなたは町民の秘密として、町としては秘密にしておかなければならない一つの知り得た情報を漏らしたことがないと。役場職員も漏らしていないと、こう言い切ることができるかどうか、この1点をお聞きしたいと思えます。

第2点に入ります。県迷惑防止条例について、町長はさきの新聞報道で、茨城新聞や朝日新聞や読売新聞等々も含めた中で、不起訴は不当だというふうな検察審査会において、このことについてあなたの件について不当だと言われました。茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例違反、こういうことです。公衆に著しく迷惑をかける行為の防止違反、こういう案件であなたは検察庁に送られて、そして検察審査会へ送られたわけであります。しかし、検察審査会が出した結論は不起訴不当ということになっているわけでございます。この件について、今のあなたがどのようにお感じになっているのか、お聞かせください。

3つ目に入ります。常陽銀行の駐車場において、11月5日、あなたと国府田利明議員が偶然に居合わせて、そしてまたあなたが乗っておられた乗用車、これに町長が乗っていたとか乗っていないとか、あるいはまた国府田議員が飛び込んだとか飛び込まないとか、さきの議会でも申し述べておったようでございますけれども、この件についてあなたは今警察に何度か調書をとられてあろうかと思えます。あるいはまた、常陽銀行の八千代支店のいわばビデオカメラも回っていたのだらうと思えます。そういう中で、あなたはこの起きた事案について、一切事件性もなく、自分は無実なのだ。いや、そうではなくて、交通事故だと思うと。いや、傷害事件だと思うと。そういう3つの選択肢があるわけでありますけれども、あなたは今どのような心境で、どう判断されているか、お聞きしたいと思えます。

次は、職員の職務管理、これについては先ほど国府田議員が申されたことと重なりま

すので簡単に申し上げますけれども、基本的には何が言いたかったのかといいますと、私に電話なり直接、あるいはまた写真等もつけて、13名の区長から、多分区長会の席上で、町長の公用車の運転手が一緒に酒を同じように飲んでいたと。町長は、先ほど会費を払ったのだからいいのだというふうな流れであったわけでありましてけれども、区長さん方も日々の行政区のいろんなことを任されてお骨折りいただいている区長さん方の慰労会のさようなら会だったわけでありましてけれども、区長さん方からすれば、職員でもない、正職員でもない立場の中で、町長の公用車の運転手があ席に来て、同じような仕草の中でいられることは、甚だ不見識であるし、それを同席させた秘書課であり、あるいはまた執行部の見識を疑うと。こういう考え方が私に寄せられたものでありますから、しかし先に、一般質問でありますから通告順でやっていきますと、国府田議員に先言われてしまったので、私はそこで残った部分の中で、このような区長さん方から寄せられた苦情に対して、あなたはどのようなふうな考え方を今後もちいるのか、それをお聞きしたい。

5点目に入ります。部長制の、いわば部制の導入について、現体制と今後の体制とどのように変わるのか、考え方を、執行部というか、職員の方の担当課で結構です。町長の答弁は求めないのでありますけれども。

しかし、この部制をしくことによって、4月1日から八千代町の体制は一変します。また、議場も一変するわけです。部長が何人になるので、あるいはまた課長さんが全部入れるのではなくて、それによって、部制をしくことによって、今課長になれないで、いわば参事という立場で10人近い人たちが、いわば足踏みしている人たちが課長に上がって。この中から多分部長が4人ないし5人、場合によっては町長の代わりとして、場合によっては今まで5年何カ月間で何人かの副町長さんがおられましたけれども、その人たちにかわる役割をするのかわかりません。しかし、副町長という部分の中においては、いろんな考え方が今までの中であって、私の思い違いかどうかはわかりませんが、当分の間は置かないのだというふうな考え方があるわけです。

町長、これちょっと耳かっぽじって聞いてください。お世話になっています。取り急ぎの考え方を申し上げます。八千代3月町議会で新しく副町長の人事があるとの情報をつかみました。実務にたけていない副町長の選任は無意味です。他の町村を調べてもわかりますように県職員を派遣要請しているところではありますが、非常に多いのですが、どうかしていませんか。この町はどんどんおくれれてしまいます。八千代町役場の職員は

誰も反発できず、多くの人々の気持ちは無視され続けています。町が停滞することを次々と行い、町と役場職員は完全に町長と副町長に再び私物化されることになってしまいました。どうぞ助けてあげてください。職員は一言も声に出せないのですから、議員の皆さんが代弁してあげてください。

議長（大久保 武君） 大久保議員、通告外のこと。

13番（大久保敏夫君） 通告のことだよ、これは。手おくれにならないように、そのための町議会議員なのです。こう言っているのです。この中の議員さん方14人、私含めて、議長も含めていますけれども、ランダムにこの手紙は封筒によって来ていました。今議長が通告にないと言っていますけれども、部制をしく中で、これだけの部制をしくときに議会でもけんけんがくがくして、特別委員会までつくってつくすることを認めた。町長、3月定例議会はあしたまでです。きょうは一般質問ですから、あしたの本会議でこの匿名で来ているようなことが実現するのですか。ある議員さんがトイレで行き会ったら言っていました。あした出すと思う。役場職員か誰かわからないが、あした副町長人事を出すのだというふうに言っているのです。我々は誰も知らないのです。この議員さんの中で知っている人いたら手挙げてください。いないです。これをお聞かせください。

これで初めの質問終わります。納得いかない部分においては、もう一度再質問をさせていただきます。

議長（大久保 武君） 秘書課長。

（秘書課長 谷中 聰君登壇）

秘書課長（谷中 聰君） 議席13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

4番の職員の職務管理について、公用車の運行管理はということですが、これまで町長の宿泊出張時の対応といたしましては、携帯電話等での指示命令の伝達ということに対応してまいりました。また、職員に対しましても災害行動マニュアル等により指示徹底しております。しかし、災害などは初動対応が非常に重要だと言われておりますので、今後につきましては、連絡手段並びに交通手段を確保いたしまして、機動力を持って、1分1秒でも早く役所に戻るように最善を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

（「答弁になってない。私の聞いているのそんなこと聞いてない。」）

国府田議員が聞いて済んでいることだよ」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） 自席での発言やめてください。

（「いや、だめだよ。時間をとめてくれよ。私の聞いているのは、あそこに同席させることについてどう思うかって聞いているんだよ、私は。運転手を。職員じゃないよ。臨採でしょう。職員ならいいよ」と呼ぶ者あり)

秘書課長（谷中 聰君） 申しわけございませんでした。臨時職員ということで身分がなっておりますが、今後につきましては同席はせず、当然飲酒もしないように指導してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 議席13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私への質問といたしましては、公用車の運行管理は適切かというようなご質問でございますが、現在町が所有している公用車は74台あります。そのうち、緊急車両等を除いた総務課管理の公用車は27台、その他の公用車につきましては、あらかじめ各課に割り振られ、それぞれの課において運行管理を行っております。総務課管理の公用車に対する運行管理につきましては、公用車を使用する者は、あらかじめ行き先や利用目的等を申請し、利用予約を行い、使用後は、走行距離、車両の不具合等の有無を報告されるなど、常に適正な運行管理に努めているところでございます。また、車両の整備や安全点検に関する法定定期検査などについては、全ての公用車においてその時期を把握し、漏れのないよう点検整備等の実施を努めておるところでございます。

職員の公用車使用による安全運転に関しましては、安全運転管理者4名を選任し、職員への安全運転指導を行うとともに、安全運転講習へ年4名から5名を受講させ、常に安全運転に対する意識の啓発にも努めているところでございます。今後も事故がないよう、公用車の適正な管理と運行管理、さらには道路交通法を遵守し、常に安全運転に努めるよう職員の指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） 議席13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

ご質問につきましては、現組織体制と4月1日以降の組織体制との違いについて、メリット、デメリットを含めて違いを答弁ということでございます。地方創生の推進や地方分権に伴う事務事業の移譲など行政課題が増大しておりまして、これらの課題に対応するため、また近年多発している大規模災害の対応など緊急時における組織体制の整備を図る観点から、各組織の連携を図るとともに、迅速な政策決定のできる組織体制を確立するとともに、課や係を細分化することで、職責の明確化や多様化する住民の方のニーズ、そして専門的な行政課題に対応できる組織体制を目指して、部制導入を柱とした組織再編を行うものでございます。

部制のメリットといたしましては、町長、トップの考えが迅速に伝わり、重要かつ緊急な政策課題に対応することができる。そして、2番目としまして、職員の管理がより強化できる。そして、3番目としまして、職員の人材育成及び職務に関する向上につながる。4番目としまして、組織を横断的に見ることができ、より横のつながり、連携が強化できる、このようなことが考えられております。

また、一方で、デメリットといたしまして、部の業務範囲が広くなることから、部長の負担が重くなることが予想されますが、適切な人事評価制度の活用や職員研修、人材育成に努めながら、また他の自治体の育成方針を参考にしながら対応について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の現組織体制と4月1日以降の組織体制の違いでございますが、町部局に5つの部を設置するとともに、現在の16課を21課に、そして45係を60係に再編し、特に福祉部門が事務的に増大しておりますので、子育て支援や介護保険への対応などきめ細かな対応をいたすものでありまして、課及び係を細分化しております。そのほか、各課における係につきましても、なるべく名称により業務内容がわかるようにということで細分したことも新しい組織の特徴であります。職責の明確化や多様化する住民のニーズ、そして専門的な行政課題に対応できる組織体制とした、このことが違いであると、このように認識しております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

まず、個人情報保護法に関しましては、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであります。

当町におきましては、法律第5条、地方公共団体の責務の規定及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、平成17年3月25日に八千代町個人情報保護条例を制定し、平成27年9月、平成28年3月の条例改正を経て、現在に至ったものであります。この条例に従い、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳の確保と町民の基本的人権の擁護に資するよう努めております。

続きまして、検察審査会の審査につきましては、現在のところ状況を見守っているところでございます。

続いて、常陽銀行の件につきましては、平成28年第4回定例会の一般質問のとおり、お答えは差し控えさせていただきます。

続きまして、公用車の運行につきましては、各課長が申し上げたとおりであります。

最後に、部制の導入についてでございますが、詳細につきましては先ほど企画財政課長が答弁したとおりでございます。

このたび増大する行政課題や専門的な行政課題に対応できる新しい組織体制を確立することで、住民の皆様により高度で柔軟な行政サービスを提供することを念頭に置き、命令系統の確立化、業務責任の明確化をしたという点が今回の部制を柱とした組織再編のポイントであります。特に福祉、防災、情報発信、窓口業務などにつきましては、住民の皆様に対し、迅速かつ親切丁寧な対応ができるよう、機能強化を図ることで行政サービスの向上を図りたいと考えております。八千代町は、県内においても人口規模、財政規模ともに小さい町ですが、提供しなければならない行政サービスは他の大きな自治体と同様でございますので、それにはまず組織力を高めることで対応する方針でございます。

今後ともリーダーシップを発揮し、町政運営を行っていくとともに、行政組織間の連携を強化し、迅速な対応ができるよう組織及び職員の管理を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

また、副町長の登用でございますが、私としては第27号議案としてあした提案する予定になっております、副町長の人事につきまして。また、全員協議会で趣旨を説明したいと考えております。登用する人につきましては、秘書課長の谷中聰副町長であります。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許可がありましたので、再質問させていただきます。

今、執行部のほうから5項目にわたって答弁をいただきました。まず、第1点の守秘義務違反等の中で、町長、守秘義務という非常に高度な、それでいてわかりづらい、限りのない一つの事柄です、この守秘義務違反というのは。何をもって秘密のことなのか。どういう立場の人がどのようなことを言ってはならないのか。例えば民生委員さんが自分の持ち区の中に生活保護の方がいる。給食費が免除されている子どもさんがいる。それを公務員法の中にいきますと、それを親戚の人にも他人にも漏らしてはならないというふうな取り決めなのだろうと私は自分なりに推測をしています。

そこで、町長、町長の立場というのも、私はよく守秘義務違反について、町長が漏らす漏らさないの部分で非常に難しい特別職の、いわば公務員から外れている特別職三役。極端に言えば、今までのあれでいきますと、町長、助役、ここが副町長、収入役、ここまでを特別職といいます。教育長も入ります。そうすると、こういう人たちは特別職であるかわりに身分なき、身分のないいわば役職だと。公務員ではないのです。町長が場合によっては、どここのうちは生活保護なのだよ。この前、あれはおれが助けてやっているのだよと、そういうことを言っても罪にはならないのかもしれないです。身分なき公務員として、身分がないのであるから自由だという法令解釈もあるのだそうです。ですから、私が町長に聞いているのは、そういうものを逸脱した中であなたはそういうふうな守秘義務違反を、いわば場合によっては役場職員との連携性も含めた中で漏らしたことがあるかないかということをお聞きしているのです。非常に難しいのですよ、これ。町長という職。私もそういう時期ありましたけれども、酔っぱらって何かを言う言わない。しかし、場合によっては、身分なき者がそういうものやってもいいのだという理屈もある部分では成り立つ部分があるのだそうです。そういうことを含めた中で、町長、もう一回だけ聞きます。あなたは、そういうことを身に覚えがあるかないか。 1

点だけでいいですから。余計なことはいいです。その1点をお聞きしたいと思います。

次に、県迷惑防止条例、これについて、今捜査を見守っていると、こういうわけなのです。そうしますと、新聞報道でいうと、あなたは聞かれているはずなのです、警察でも検察でも。胸をあけて1万円札を握り込んで、中をのぞき込んだと。女性の股間に手をやった。お尻を手でさわった。そういう新聞報道なのです。しかし、それを聞かれても、あなたはそんなことは身に覚えがないと言っていたはずなのです。しかし、検察審査会が言わんとするところは、羞恥の相手が、見た人が、ここにありますように、公衆に著しく迷惑をかける行為。見て嫌だなど思う、ああいうことをされては。ああいうことをしては。そこで4人の目撃者が、あなたが見たかどうかわかりませんが、警察が見ている、あなたに突きつけたあの映像、ビデオ映像です。あれを見て、あなたは知らないと言った。映像に映っているにもかかわらず知らないとは何事だというのが検察審査会の差し戻しの言わんとするところなのです。今から考えます。

推移を見て。決まっていることでしょう。八千代町の町民をばかにしてはいけません。先ほど誰か議員さんが言ったように、八千代の白菜、レタス、キャベツ、この前農協で100億突破のお祝いをした。そういうもので有名になればいいですよ。あのセクハラ町長がテレビで映っていた。あのときこの辺の市町村長七、八人行き会いましたが、八千代はよくやられている。俺のほうでは一発で辞職だよ。やめさせられるのではなくて辞職だと言っています。そういう流れを含めた中で、今回の問題は相当重いものをやっている。ということは、町長、今あなたは被疑者としての身は、水戸検察庁にあると私は思っています。まず、これ頭に入れてください。

続いて、常陽銀行の問題について、推移を見守りたいと。あなたは、多分否定しているのでしょうか。どうせ事件にならねえからと、そういうことでしょうか。どちらかわかるでしょうか。私は言ったでしょう。自分の感覚で、無罪なのか、交通事故なのか、傷害事件なのかということを私は問っているのです。それを教えてください。

職員について、先ほど秘書課長のほうから、秘書課長と言っては怒られてしまいますけれども、あした副町長候補ですから。あなたの言われた、今後は同席はさせないし、また以後気をつける。それは八千代町区長会にも、もし、私が13人の人にはその旨伝えますけれども、そういうふうな中で努力をしていただければありがたいと、こういうふうに思っています。町長、今の2点だけちょっと聞かせていただけますか。

私は、今もう一つ言わせてもらおうと部制問題、これについてお話をしていたのですけ

れども、そのような匿名の人から言われた手紙を私が読み上げたことによって、ここにいる議員、少なくとも八千代の有権者から選ばれてきた代表者に、町民の代表に対して、それをお認めになったと。議員が今初めて知った。名前も初めて知った。あした全員協議会開いて。常識的な話からいけば、町長、これは議会の冒頭の初日にあれだけの全員協議会で十何項目もやったのですから、その中で私は入れるべきだったのではないかと、こう私は思っています。議員さんはわかりません。昔は町長ね、副町長、収入役、教育長クラスは、全部地元の議員さんに諮って、地元の議員さんが推薦の弁を述べて了解をもらって、それから地元の議員さんの人事案件だから、その該当する役職の人に恥をかかせないようにちゃんと議員さん方によく言って。場合によっては、前に該当する人たちが議員さん方に挨拶して、今度の人事案件よろしくお願ひします、これが筋だったのでしょう。ちょっとうそが多過ぎます。町長に今私のほうで3つ、4つですか。もう一度再質問でお答えを町長にいただいて、その中で私なりに納得がいかなければもう一度質問します。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 再質問にお答えします。

町長の守秘義務違反ということでございますが、私はやった覚えがありません。

また、2番目の迷惑防止条例については、先ほどお答えしたとおり、現在のところ推移を見守っている状況でございます。

さらに、常陽銀行の件につきましても、先ほどお答えしたとおりでございます。

そのほか部制については特別委員会では協議した中でございますが、副町長の登用につきましても、あした詳しく説明する予定になっておりますので、議員さんの同意をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（大久保 武君） 再々質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 残り18分になりましたので、時間がないので、そんなにかからないでいくと思ひますけれども、町長、私の考へていることと町長が考へていることの、まず第1点の守秘義務、これも相当ずれがあるのです。何か勘違ひしている、多分あなたは。自分がどこで何を、どのようなことをしゃべったのか。そのときの感情の中で覚

えがないのです、まるっきり。記憶がないというのであれば幾らか稲田防衛大臣ぐらいなら笑ってられるのです。そうかと思えば、谷中じき副町長の脇で薄ら笑いしながらしゃべっている。そういう見識だから。

県迷惑防止条例も、もう県についていますよ。捜査の行方を見守る。起訴されたらどうしますか。おやめになりますか。検察庁へ戻ったのですよ。どっちかなのですよ。玉虫色はないはずです。それを聞かせてください。起訴されても最高裁まで戦うのだという意思なのか。いや、自分の身を引きますという話になるのか。ここら辺の話はまだ軽い話だから、まあ、いいよ、話は。流れとして。誰も手に届かない世界だから、我々にはどうにもならないです。町民もどうにもならない。その結果について聞かせてください。町長からすれば軽い話なのだろう。

続いて、常陽銀行の問題、これについても推移を見守りたいというふうにあなたはおっしゃった。しかし、現実には何度か多分呼ばれているでしょう。町長の指紋をとったというのだから。間違いなくそのことは起きていたのです。これだけ世間を騒がしているのに、町長はそれを推移を見守りたいだけの話で物事が解決つく問題ではないと私は思っています。

そして、部制の問題も含めた中で、先ほど出ました副町長、何代目かわかりませんが、あす誕生すべく、全員協議会に説明がなされて、同意を得たいというような町長の考え方だというふうに関聞きました。少なくともどこからか聞かれてきて、あるいはこのような匿名の文書が来て我々が知って、誰もがさわりたくないことを私は言った。あなたが機会与えたのだから、あなたは本当は議会の皆さんに、まことに申しわけないけれども、そういうことであすかけますので、申しわけありませんでしたと。陳謝の一言も必要ではなかったのではないですか。あなたの言っていることに詭弁が多過ぎますよ。先ほど来の中で、中山勝三議員の給食センターにしてもしかりだ。検討委員会に何の礼もなく、あるいはまた検討委員会をまるっきり無にするような結論をここへ来てあなたは出そうとしている。全然八千代一中の武道館を潰してまでやるような候補地あるいは図書館の部分においてもあなたは言ったではないですか。起債があるから、あれはだめだ。それでは中結城小学校だけの話になる。中結城小学校も、PTAやいろんな卒業生や今の子どもたちの思いの中で、ましてや1,000に近いタイムカプセルも埋まっている中でできない。教育民生の中で私らは、この予算を含む中で否決しました。不採択と。あした報告します。中山勝三議員が言われるように、1年間延ばして頭を冷やして、

みんなが納得いく場所を、誰も給食センターつくるなどは言っていない。

（「議長、話が脱線しているよ。注意しろよ」と呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） 言っていることがうそをついているから、うそについて言っているのだよ。そのことを私ははっきり申し上げたい。

町長、話戻ります。個人情報保護法について、私は町長の身分なき立場も含めた中で、2月の中旬に水戸地検に私は地方税法違反に対する秘密漏えいで告訴してあります。テープつきで、あなたの肉声つきで告訴しました。加えて常陽銀行の問題につきましても、いろんな話の中で、国府田議員は自分の身であるからなかなか言えない部分があったようでもありますけれども、下妻警察署に何度かの事情聴取を受けた中で、3月9日に傷害事件として被害届を出して受理されているようであります。この案件について、あなたに答弁は求めません。しかし、私があなたに感じてほしいのは、あなたの身分が全て白なのかどうかは別として、そのあったことに対して、今水戸地方検察庁に2つの事件で、あなたはそのいわば容疑を晴らさなければならない立場にいる。1つの傷害事件で下妻警察署の中にその容疑を晴らさなければならない身分にいます。一般人なら傷害事件で逮捕ですよ。他の身分の者だったら逮捕ですよ、普通は。ここ二、三日毎日やっているでしょう。電車で尻をさわった、それだけだって逮捕ですよ。そういう中で、今回あなたが言っている考え方。先ほど告訴事件については、傷害事件の被害届については、答弁は求めません。ただ、検察審査会から水戸地検に戻された不起訴不当ということにおいて、もし起訴されたときあなたの身は、考え方はどう処するのか。最高裁まで戦うのか、みずから身を辞するのかをお聞きしたい。

以上で私の一般質問終わります。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、大久保議員の再々質問にお答えします。

個人情報につきましても、守秘義務違反、告訴したようでございますが、私としては守秘義務違反した覚えはありません。

また、県迷惑防止条例等につきましては、一昨年、毎回大久保議員は質問しておりますが、初めて事件発生したとき、私は最高裁まで争うということでもありますので、毛頭辞職などはするつもりありません。

また、常陽銀行等につきましても答弁は求めないということでございますが、私は秋

の議会で申したとおり、早く言えば被害者でありますので、弁護士と相談して、監禁その他におかれまして告訴したい考えでございますが、多くの応援者が、町長、余り町を騒がせてはまずいから、当面静かにしたらいいのではないかと忠告をいただいたところでございますが、いろんな形で今後考えていきたいと考えております。

議長（大久保 武君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、4番、廣瀬賢一議員の質問を許します。

4番、廣瀬賢一議員。

（4番 廣瀬賢一君登壇）

4番（廣瀬賢一君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

子育て支援事業なのですけれども、その前にちょっと皆様におわびをしないといけないと思いますので、よろしく申し上げます。きのうからきょうにかけて、特に給食センターについて審議されておりますけれども、最初に、先日小島議員さん、きょう国府田議員さん、そしてまた中山勝三さん。それに対して中結城小学校の跡地でありますけれども、そこのところが特に、私がたまたま中結城小学校の教育後援会長、そして区長会の会長、そして産業建設委員長で私が初めに反対しています現状でありますけれども、そういう中で、いろいろカプセルとか何か埋まっている話も最近聞いた次第でありますので、私も反省しておりますので、その分ご理解ください。

そしてまた、きょうの大久保敏夫議員の職務管理についてでありますけれども、私がまた区長会の会長でありますので、そのときに私が気がつけばよかったのではないかと思いますけれども、その点にしても本当に申しわけございません。13名の区長さんから言われたようではありますが、委員会の席で、私のほうもこれから気をつけてやっていきたいと思っております。そして、3月いっぱい区長会長も終わりでありますので、その分ご理解くださって、失礼いたしました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

では、私の子育て支援事業に入りたいと思っております。まち・ひと・しごと創生総合戦略、子育て支援の取り組みについてどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

育児を応援する行政サービス情報として子育てナビがありますが、どのようなのか。

子育て支援センター2カ所開催されているが、利用状況はどのようなか。

現在、放課後児童クラブが町内8カ所で開催されていますが、小学校でできないのか住民の声が聞こえておりますが、現在、利用状況と今後どのように考えているか、お伺

いしたいと思います。特に児童クラブでありますけれども、8カ所ありますけれども、町内に今まで住んでいるところは幼稚園とかそういうところに行けばよろしいのではないかと思いますけれども、たまたま八千代以外から来た場合に八千代のところを、会社勤めていてなかなか、今まで行っていたところならよろしいのでしょうかけれども、新たに八千代町へ来る場合に、なかなかそういうところへ入れないのが現状のような話でありますので、特に放課後に学校あたりのあいている場所を特に利用できればいいのではないかなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でありますので、よろしくお願ひいたします。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 青木喜栄君登壇）

福祉保健課長（青木喜栄君） 議席4番、廣瀬賢一議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

子育て支援について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の子育て支援の取り組みにつきまして、放課後児童クラブ、こちらにつきまして申し上げます。八千代町では、放課後児童クラブを町内の保育園、認定こども園、幼稚園に委託しまして、8カ所で実施しているところでございます。放課後児童クラブにつきましては、保護者の方が就労等によりまして昼間家庭にいない小学生を対象にしまして、放課後に遊びを中心として、基本的な生活習慣を身につけ、社会性を育む場でございます。また、本事業につきましては、八千代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を満たす事業者によりまして、八千代町放課後児童健全育成事業実施要項に基づきまして実施しているところでございます。

平日の放課後につきましては、学校終了後、午後6時半まで、そして学校休業日、夏休みなどの長期休業につきましては、その際は午前8時から午後6時30分までの開設時間となっております。

平成28年度の定員は、8児童クラブ合計で248名でございます。これに対しまして、平成29年2月の登録児童数は合計で222名で、定員を超過する状況ではございません。1年生から6年生までの児童が利用しておりますが、中でも低学年の児童の利用が多くなってきてございます。

利用料につきましては、平成28年度は月額6,000円で、平成29年度につきましては、おやつ代を別に徴収することから、利用料は月額5,000円に減額する予定でございます。

平成28年度から、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みとしまして、ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成事業を実施しまして、ひとり親の保護者の方の経済的負担を軽減しまして、児童の健全育成を図っているところでございます。助成の内容といたしましては、ひとり親の保護者が児童扶養手当を全額受給している場合に、利用料の月額6,000円を全額助成するものでございます。平成28年度の状況につきましては、11名の保護者に対しまして、総額61万8,000円を助成する見込みでございます。さらに、多子世帯の経済的負担を軽減する目的で、平成29年度から放課後児童クラブ同時利用の兄弟につきましては、2人目を半額、3人目以降を無料としまして、少子化に歯どめをかける子育て支援の施策の一つといたしまして実施いたします。

このように、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略や八千代町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、児童健全育成対策事業などの子育て支援を実施しまして、子育てしやすいまちづくりを目指しております。

なお、本町におきましては放課後児童クラブにつきまして、従来より保育園や幼稚園に委託して実施してきました実績もございますし、教育、保育施設を運営する事業者によりまして円滑な事業運営を行っている状況でありますので、今後学校や学校敷地内におきまして放課後児童クラブを実施する予定はございませんので、ご了承をいただけたらと思います。

そしてまた、先ほどご質問の子育てナビにつきましては、八千代町ホームページ等で掲載しているところでございます。

そしてまた、子育て支援センターのほうの状況につきましては、ただいま資料を持ち合わせてございませんので、後ほどご報告をさせていただけたらと思います。

以上、ご理解のほどお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席4番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えします。

ただいま福祉保健課長が答弁したとおりでございます。今後とも少子化対策に取り組み、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、児童健全育成対策事業など子育て支援事業を実施して、子育てしやすいまちづくりを目指していきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

4番、廣瀬賢一議員。

（4番 廣瀬賢一君登壇）

4番（廣瀬賢一君） 再質問させていただきます。先ほど言われましたように、放課後児童クラブでありますけれども、248名となって、29年度は222名だというふうに聞いておりますけれども、こういうのは予算的に、6,000円が5,000円だとかと言っておりますけれども、町の予算では組めないのかと考えておりました、そしてまた先ほど言いましたように、考えていないと言っていますけれども、学校の空き校舎ですか、そういうところを利用して、町の学校の元教師とかそういうのを雇ってやる計画は前向きに考えてもらいたい感じします。ですから、何としても、ただ、今だと考えがないと言っていますけれども、先ほど言いましたように、町内の子どもたちにはいいのではないかと思いますけれども、町外から来た場合に、会社へ勤めるのに場所がないと言っておりますので、そういうところを本当にまた考えていただきたいように思います。ですから、何としても進めていただく考えがないか、もう一度課長をお願いします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 青木喜栄君登壇）

福祉保健課長（青木喜栄君） ただいまの廣瀬議員の再質問につきましてお答えを申し上げます。

まず、放課後児童クラブの6,000円が、おやつを差し引いたところで5,000円の援助をいたしますというような件でございますけれども、そちらは利用者負担ということで、低所得者の方には、低所得者と申しますか、条件の合いました保護者につきましては町のほうから全額負担と。それ以外につきましては、やはり利用料をいただくというようなことになるかと思えます。

そしてまた、放課後児童クラブを今後学校でのというようなことでございますけれども、そちらにつきましては、やはり学校関係、教育委員会等とも協議をさせていただいた中で、今後検討していく課題というようなことで認識させていただけたらと思えます。

以上、ご理解のほどお願いを申し上げます。

議長（大久保 武君） 再々質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 以上で4番、廣瀬賢一議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

議長（大久保 武君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、あす午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時08分）